



平成 30 年 5 月 14 日

各位

会社名 株式会社メニコン
代表者名 代表執行役社長 田中 英成
(コード番号：7780 東証・名証第一部)
問合せ先 執行役 経営統括本部長 太田 章徳
(TEL. 052-935-1646)

第 61 期定時株主総会の付議議案及び当社国内子会社取締役に対するストックオプション

(新株予約権) の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 61 期定時株主総会の付議議案について決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、取締役の選任につきましては、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 61 期定時株主総会での承認可決後、正式に就任の予定です。

記

1. 定時株主総会付議議案

第 1 号議案 取締役 10 名選任の件

第 2 号議案 当社国内子会社取締役に対するストックオプション付与の件

2. 取締役 10 名の選任について (平成 30 年 6 月 26 日付)

本総会終結の時をもって取締役 9 名全員が任期満了となります。つきましては新たに取締役 10 名の選任をお願いするものであります。

	氏名	現職務
再任	田中 英成	取締役 (代表執行役社長)
再任	富金原 守	取締役
再任	米田 静也	取締役
新任	滝野 喜之	経営顧問
再任	片山 主水	社外取締役
再任	岡田 廣司	社外取締役
再任	高木 一博	社外取締役
再任	堀西 良美	社外取締役
再任	本多 英司	社外取締役
新任	渡辺 眞吾	渡辺眞吾公認会計士事務所

3. 当社国内子会社取締役に対するストックオプション付与について

会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社子会社の取締役(当社執行役及び従業員が兼務している場合を除く)に対し、次の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願い

するものであります。

(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社国内子会社の取締役（当社執行役員及び当社従業員を兼務している者を除く）に対してストックオプション（新株予約権）を次の要領により発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

① 新株予約権の割当てを受ける者

当社国内子会社取締役（当社執行役員及び当社従業員が兼務している者を除く）

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 15,000 株を上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする

③ 新株予約権の総数

150 個を上限とする。

④ 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑥ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から 30 年を経過する日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、上記、権利を行使できる期間内であっても当社子会社取締役を退任した日の翌日から 10 日（10 日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- b. 新株予約権の相続はこれを認めない。
- c. 1 個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑩ 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

⑪ 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

a. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する

b. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

c. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記 (2) に準じて決定する。

d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

e. 新株予約権を行使することができる期間

上記 (6) に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 (6) に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

f. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 (8) に準じて決定する。

g. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

h. 新株予約権の取得の事由及び条件

上記 (10) に準じて決定する。

- ⑫ 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上